

助成団体募集：令和8年8月31日(月)まで

長久手市障がい者社会見学事業

障がいのある人の社会参加の促進、自立した生活を支援するために活動する団体社会見学事業にかかる費用の一部又は全部について、助成します。

■対象事業

障がいのある人が広く参加できる社会見学事業

※参加者がおおむね20人以上であり、その半数以上が本市に住む障がいのある人としてします。

■対象者

障がいのある人の社会参加の促進、自立した生活を支援するために活動する団体

- 市内で活動する10人以上で構成されている団体で、そのうち半数以上が市内在住又は在勤若しくは在学者で構成されている団体とします。
- これから活動を始めようとする団体も可。
- 営利を目的とする団体、政治的又は宗教的な活動を目的とする団体は対象となりません。

■対象経費(これ以外の経費について、実費の範囲で参加者から集めることが可能です。)

- バス等賃借料
- 公共交通機関の運賃
- 社会見学先施設の入場料及び参加料
- 傷害保険料
- 有料道路等道路通行料
- バス等の駐車料金



■補助率・補助金上限額

- 助成率 対象経費の 1/2
- 助成金額の上限 ～25万円(障がいのある人の参加人数に応じた上限あり)

※予算額を超える申請があった場合は、申請額満額を助成できない場合があります。

※すでに交付決定した金額、行程内容に変更がある場合は、変更届の提出が必要となりますので、実施前に必ずご相談ください。

■留意事項

- 必ず事業実施前に申請し、事業費の交付決定後から、原則として、令和9年2月末までに実施してください。
- 既存の団体の構成員のみを対象とする事業は対象となりません。
- 旅行会社のパック旅行についても対象となる場合があります。
- 事業費の概算払いができます。
- 参加者となる障がいのある人は、障害者手帳を交付された人に限りません。

■申請窓口・問合せ先

長久手市役所 福祉部福祉課障がい福祉係

TEL:0561-56-0614 / FAX:0561-63-2940/E-mail:fukushi@nagakute.aichi.jp

申請前に、事業実施要綱を必ずご確認ください。

事業実施要綱、申請書類等は、長久手市ホームページからもダウンロードできます。